

山行時の自家用車及びレンタカー利用規則「改定」

我孫子登山倶楽部

I 前文

山行の移動手段として、公共交通機関や専門業者を利用する事が、安全上も好ましいが、割安で、多彩なバリエーションや行動力など、より効果的な山行をするため、自家用車やレンタカーを使用してきた。

これまで、山行時の自家用車利用についての「専門委員会決議」があり、その後も三回の検討会が行われ、「安全第一」の見地で見直ししてきた。

これまでの決め事に則り、安全で必要十分の補償が得られる、被保険自動車の提供を受け、提供者も運転者も同乗者も三者全員がそれぞれ自分の責務を果し、「安全と安心」プラス「快適」な、自動車利用山行を目的とする。(平成 16 年 4 月 1 日改定)

II 自家用車利用上の決まり-----下記の通り確認する

II-1 H5.7.18.付「専門委員会決議」マイカー登山について

- ① 事故についての責任は、会(倶楽部)ではもてない。
- ② 使用する車両は、任意(自動車)保険に加入していること。
- ③ 使用に際して、道路交通法等の遵守は運転者の責任。運転は交代で。

II-2 以後 3 回行われた「リーダー委員会」討議--- 要約

- ① 2 台以上の車で行く場合は、目的地(次の合流場所)だけを決めて、各自が行動するよう。(常に同一行動を守ろうとすると、無理をして危険な時もある)
- ② ドライバーは 1 台 2 名以上確保すること(厳守)。ドライバーは予め打診して決めておくこと。確保できない時は、車の山行を認めない、電車等の利用に切り替えること。特例⇒2 台が遠く離れずに運転の時は 2 台で 3 人の運転者も可(連絡が出来る範囲)。
- ③ 運転者の資格制限と保険契約内容制限などについて
 - a・過去の大事故歴者、初心者、ペーパードライバーは不適。
 - b・保険加入金額は、無制限または 1 億円くらい、対物、対人、同乗者に対しても十分な契約(補償)がなされていること。--- III-1 項の通り。
 - c・軽自動車、小排気量車は使わない。
 - d・事故に掛かった費用は個人ないし同乗者間で負担。--- III-4 項の通り。
- ④ その他
 - a・携帯電話を 1 個/車 1 台持つこと。
 - b・レンタカーの利用を(積極的に)奨めること。
 - c・自動車事故発生時の報告義務 --- III-8-ii-① 項の通り。
 - d・例会・運営委員会への報告義務 --- III-8-ii-② 項の通り。

III 自家用車及びレンタカー利用細則

III-1 任意自動車保険加入(契約)奨励

山行に提供する自家用車は、任意自動車保険で必要十分の補償が得られるよう、保険加入(契約)を促し、且つ 下記の契約内容を概ね満たしていること。

不慮の事故に遭遇した時 その賠償は計り知れない莫大な金額になることもある。原則として運転当事者本人に賠償責任がある。が、運転者に対しその負担を最大限軽減し、救済するために保険による補償が(運転する上で)絶対条件である。

- i 契約内容---① 対人賠償=無制限、② 対物賠償=5千万円以上無制限、③ 同乗者の補償=人身障害、障害給付金、自損事故、無保険車障害 等 必要な補償がなされること、④ 車両保険(単独事故、盗難、車上あらし、落石、落下物、衝突、追突、接触、墜落、転覆、火災、爆発、台風、洪水、あて逃げ、悪戯) ⑤ 他車運転危険補償特約等 以上の補償が得られる「被保険自動車」が好ましい。(④、⑤については任意契約です)

III-2 優良自動車の提供義務

- i III-1-i 項の「被保険自動車」を提供すること。
- ii 法定整備(車検、定期点検整備)や仕業点検を行い、安全で確実な優良車両を提供すること。
- iii 道路状況 特に冬季の雪道、凍結路面や山岳道路に対し、チェン、スタッドレスタイヤの装着及び必要に応じ寒冷地仕様車を提供し、安全に努めること。
- iv 被保険自動車に年齢制限や限定運転者等(家族限定の車は利用しない方が望ましい)の特約があるときは、事前に明らかにすること。
- v 責任の重い運転者を(保険で)保護し、同乗者も安心して乗れる車であること。

III-3 レンタカー利用の奨め と 契約時の注意点

- i レンタカーを積極的に利用しよう。
車両提供者(車)の諸々の負担を軽減するため、レンタカーを(バスも)利用しよう。
- ii 契約時の注意点----レンタカーの取扱店にその都度確認すること。
 - ① 運転者は複数名 契約時に登録すること。未登録の運転者による事故は、補償されないことがある。(前もって運転者を打診し、複数名を登録することが好ましい)
 - ② ワゴンやバンを借りるとき、登録する運転者が円滑に運転出来るか、否かも事前確認を要す。(普通セダンタイプしか運転出来ない人もいるので、事前に確認しておくこと)
 - ③ 「不法運転」「故意による損傷」「使用や管理上の落ち度による損害や盗難」等は保険からの補償を受けられず、またその損害を弁償することになる。
 - ④ オプション補償制度に加入することが好ましい。(車に掛けてある通常の自動車保険は補償が低額で、且つ補償項目が少ないことが多い)

III-4 費用(損害)負担の原則

登山俱楽部は車事故の責務を負わず、全て当事者間で分担する。(車利用山行の原則)
自家用車、レンタカーの利用に当り、不幸にして不慮の事故に遭遇した時、その事故責任に応じ費用を分担する。

(自賠責保険と任意自動車保険等で補償される項目(損害)も下記に併せて記載しました。)

- i 車両提供者の負担 = ① 自賠責保険 や 任意自動車保険で補償される全ての損害、
② 車両の損害、③ 車両保険で補償される全ての損害、④ JAF 等に要した費用、
⑤ 任意自動車保険料(次年度)の保険料増額分、⑥ その他保険で補償されない車両等の損害。
 - ◎ 提供車両は安全で、且つ必要十分な補償が得られる、「被保険自動車」であること。
 - ◎ 保険等で補償されなとき、損害や補償を自分が負担する覚悟を持って提供すること。
　　車両保険未契約車については、運転者や同乗者に分担させないようにすること。
 - ◎ JAF 等については、要請内容に応じ、分担する。
- ii 運転者の負担 = ① 交通違反の罰金、② 運転操作で生じた事故の損害(過失や未熟運転に起因する損害も運転者の負担) ③ 不法運転で生じた損害。(例: 酒飲み運転など)
 - ◎ 運転操作に起因する問題は全て運転当事者の責任である。保険で補償されることが大半だ。が、法的責任の全てを免れるものではなく、慎重に運転しなければならない。
注: 自分の被保険自動車に「他車運転危険補償特約」を付加していると、他車を運転した事故でも、自車の保険と同様に、補償されることがある。(自家用車の運転に限る)(参考)
- iii 同乗者の負担 = ① 自分の財産(持ち物)の損害、② 人身障害や精神的苦痛、③ 医療、通院治療等に要した費用、④ 車の運行不能や運転者の負傷等で、他の交通手段や宿泊等に要した費用。⑤ 下記iv-②③④項の負担。⑥ 不注意、過失に起因する事故や物損は原因当事者の負担。
注: 同乗者とは車提供者、運転者も合わせた全員。
 - ◎ 人身障害や③については保険で補償されることが大半です。が、不幸にして補償を得られないときは、運転者では無く、自分の負担です。 (乗っていた当該本人)
- iv 特記事項
 - ① 事故を起こしたその原因当事者本人が損害を賠償する。(原則です)
 - ② 明瞭に分担できない事案(損害)については三者(全員)で協議し、円満に分担する。
(相手を特定出来ない あて逃げ、悪戯、車上あらし、や 落石などの天災による損害
これらが保険で補償されないときは、全員で分担することがある。)
 - ③ JAF や救援、救助等に要した費用についても、原因や現場状況を勘案し、三者(全員)で分担することがある。
 - ④ 被保険自動車の免責金額に該当する小事故については、事故原因を勘案して、上記③同様に三者で分担することがある。

- ⑤ 自動車保険以外に、自分が加入(契約)している他の保険で補償されることがあるので、確認しておくとよい。
- ⑥ 個人的に訴訟や損害の請求権を行使しないことを期待する。

v レンタカー費用の分担

- ① レンタカー借り受けに要した一切の費用 = 全員で分担。
- ② 運転者の負担=自家用車運転時と同じ。但し「他車運転危険補償特約」の適用無し。
- ③ 同乗者の負担=自家用車乗車時と同じ。運転者への謝礼も全員で分担。

III-5 自家用車利用謝礼(車1台当り)

- i 1日間利用するとき = ¥6,000-/台・日
- ii 2日間以上は1日増す毎に (駐車日を除く) = ¥6,000-/台・日 加算する
(自家用車利用謝礼はリーダーから車提供者へ渡す)

注: 前深夜発(Pm 9時以降)又は翌未明帰着(Am 3時以前)は原則日数に加算しない。

III-6 付帯料金の分担

- i ①ガソリン代 ②通行料、有料道路料金 ③駐車料 など 実費精算。

III-7 運転者謝礼(金額の基準)

- i 日帰り山行の運転 = ¥6,000-/台・日
- ii 2日間以上は1日増す毎に = ¥6,000-/台・日 加算する
(運転者謝礼はリーダーが運転者数で分割し渡す)

注: 前深夜発(Pm 9時以降)又は翌未明帰着(Am 3時以前)は、原則日数に加算しない。

III-8 安全、危機管理

i 運転者の心得

- ① 運転者は安全運転の責務を負っていることを強く自覚し、且つ不慮事故の賠償義務を負っている事を強く認識すること。III-4-ii項 運転者の負担のとおり。
- ② 運転者は体調を保持し、事故防止に万全の体勢で臨むこと。必要に応じ*休憩*仮眠 *食事や*眠気防止医薬品の投与 *気分転換に、嗜好品 ドリンクなどの投与により体調の保持に努めること。(同乗者も協力しよう)
- ③ 運転は強行日程や無謀なスケジュール、危険で難関のコースを走行しないこと。
- ④ 走行ルートを事前に予習をしておくこと。

ii 連絡と救援

- ① 自動車事故時の連絡 = 下山報告と同じ対応する。 (状況に応じ隨時)
- ② 事故の詳細報告 = リーダー委員長(運営委員会)に文書で報告する。
①、②の報告者 = リーダー又は当事者

- ③ 救難、救援要請 = * 通常の交通事故として 110 番又は 119 番通報。
* JAF や専門業者に依頼 又は 自動車保険会社へ。
* 「遭難対策委員会」に要請する。
- ④ その他 = 携帯電話の携行(車 1 台に電話 1 台以上)

IV 付則

- 1) 自家用車やレンタカーの利用は、事故に遭遇する機会が比較的多くなるので、企画に先立ち慎重に検討しましょう。
(加齢に伴い、一般的に運転に必要な機能低下が現れます、交通事故防止のためリーダーは山行計画時公共交通機関や専門業者を積極的に利用することを検討願います)
- 2) リーダーは車利用の企画に当り、“誰にも・気軽に” 参加し易い企画(気遣い)をしましょう。
- 3) 登山の他に「安全で安心できる車」を提供し、運転者も「安全運転」に気を遣っています。同乗の方々も思いやりを持って参加しましょう。

V 改正 平成 22 年 4 月 1 日発効

担当委員 塚田、山口(登)、谷本、水書(淑)、大井、土屋、谷内、東ヶ崎、飯田、津島、